

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月30日

独立行政法人国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校

契約担当役 事務部長 喜井 健二

1 工事概要

- (1) 工事名 鳥羽商船高専実習船あさま入渠工事及び陸上保管
- (2) 工事場所 受注者ドック内
- (3) 工事内容 別紙仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和6年6月12日から令和7年3月24日まで。
ただし、本校出港は6月12日、帰港は3月24日の範囲を超えないこととする。
入渠整備は陸上保管中の令和6年12月23日（月）から令和7年3月23日（日）の間で行うこと。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に東海・北陸地域の「役務の提供等（船舶整備）」のB等級、C等級又はD等級に格付けされている者であり、かつ、三重県内に受注者のドックを有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人国立高等専門学校機構又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で

ないこと（入札説明書参照。）。

(7) 誓約書の提出が可能であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号
鳥羽商船高等専門学校総務課施設係
電話番号 0599-25-8024

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年4月30日（火）から令和6年5月31日（金）までの土日祝日を除く
毎日の8時30分から17時00分まで。

上記（1）及び鳥羽商船高専ホームページ(<http://www.toba-cmt.ac.jp>)にて交付する。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和6年4月30日（火）から令和6年5月14日（火）までの土日祝日を除く
毎日の8時30分から17時00分まで。

上記（1）に同じ。

持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年5月24日（金）から令和6年6月3日（月）までの土日祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで（ただし、最終日の6月3日（月）は、12時00分まで。）に、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。

開札は、令和6年6月4日（火）11時00分 鳥羽商船高等専門学校1号館3階会議室にて行う。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (9) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当機構に提供する情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(10) 詳細は入札説明書による。